

住民との関係、議会の役割を明確化 議会基本条例を制定！

白馬村議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 議会と議員の活動原則(第5条～第7条)
- 第3章 村民と議会の関係(第8条～第12条)
- 第4章 村長等と議会の関係(第13条～第16条)
- 第5章 議会の運営(第17条～第23条)
- 第6章 議員の定数・報酬(第24条・第25条)
- 第7章 議会の体制整備(第26条～第28条)
- 第8章 災害時の対応(第29条)
- 第9章 補則(第30条・第31条)

附則

前文

白馬村は、白馬三山に代表される美しい自然環境を糧に、スキー産業を中心に発展してきました。現在は、国際的な観光地への道を歩みはじめ、村外や外国から定住する村民も増え、多様な考え方や生活様式が共存する状況となりました。また、平成12年に地方自治法が改正され、国から独立した地方政府として地方公共団体の役割と責任が明確になりました。時代の変化とともに、多様化する問題に対し更なる監視及び評価機能の充実や積極的な政策提言が必要とされ、議会も自らが行動し住民とともに村の未来を開いていくときを迎えています。

平成18年に「勇気なくして道は開けず」の考えのもと、議会改革に向けて調査検討をはじめ、一

問一答方式や本会議のケーブルテレビ中継などを導入してきました。平成27年度には議会改革に関する村民アンケートを行い、民意の把握に努めてきました。

この改革の流れを止めることなく推進し、ここに議会の責務と役割を明確に示した最高規範と位置付ける白馬村議会基本条例を制定することになりました。

不断の努力と検証をもって、村民の負託に応えとともに、継続的な村民の福祉増進のための村づくりを実現することを決意します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、白馬村議会(以下「議会」という。)の基本理念、活動原則、その他議会に関する基本的な事項を定めることにより、二元代表制として議会が村民の期待と負託に的確に応え、持続的な白馬村の発展と村民生活と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 村民 白馬村内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 村長等 村長、副村長、行政職員及びその他の執行機関の長をいう。
- (3) 会議 本会議、委員会及び全員協議会をいう。

(基本理念)

第3条 議会は、村政における最高の意思決定機関として公平かつ公正に、村の将来に向けて議論を尽くし、真の地方自治実現に向けて活動する。

(最高規範)

第4条 この条例は、議会の運営における最高規範とする。議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会及び議員は、この条例に定める理念や原則、この条例に基づいて制定される条例、規則等を遵守する。

第2章 議会と議員の活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、村民の意思を基礎とし、村の政策決定及びその事務に関して、監視及び評価機能を十分に果たすとともに、政策立案、政策提言を積極的に行わなければならない。

2 議会は、公平性、透明性、信頼性を重んじ、村民参加の推進を目指して活動する。

3 議会は、議決に関して村民に説明する義務を有する。

4 議会は、村民と共に歩む開かれた議会にするために、わかりやすい言葉の使用や工夫を凝らした議会運営に努め、常に改革に取り組む。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、村民の生活と福祉の増進のために、常に広い見地から情報を収集し、見識を深め、村政を総合的にとらえて活動し討議する。

(政治倫理)